

景観計画区域における景観形成基準チェックシート 記載例

(開発行為・水面の埋め立て又は干拓)

管理番号		※町記載
提出日		

注) 基本事項、共通事項に加え、該当する行為の事項について記入すること。

注) 太枠線内を記入すること。(町確認欄は町が利用する)

注) 適合状況は、「適合の場合：○」、「不適合の場合：×」、「留意すべき場合：△」、「該当しない場合：－」を記入すること。

注) 確認書類は当該の基準への適合状況を確認することのできる提出書類の名称を記入すること。

(1) 基本事項

項目	基準	適合状況	具体的な配慮又は工夫の内容	確認書類	町確認
地域特性調査による目標及び課題の整理	ア 届出行為の場所（以下「行為地」という。）及びその周辺地域の自然、生活、歴史などの地域特性を調査し、景観形成の目標及び課題を明確にして、周辺の景観と調和した魅力ある景観形成を行うこと。		地域特性は、周辺が緑豊かであり、阿武隈山系の山並みが背景となっている。 景観形成の目標及び課題は、緑豊かな周辺の景観と調和した色彩にすることにより、周辺の景観を阻害しないものとする。		
関係施策との整合	イ 届出行為の計画に当たっては、自然公園法（昭和32年法律第161号）、都市計画法（昭和43年法律第100号）などに基づく施策並びに県の条例などに基づく景観形成に関する施策との整合を図ること。		〇〇法に該当し、〇〇基準を満たしている。 関係機関である〇〇と協議済み。		

(2) 共通事項

項目	基準	適合状況	具体的な配慮又は工夫の内容	確認書類	町確認
行為地の選定	ア 行為地を選定するときは、地域の優れた景観を損なうことのないよう、かつ、主要な視点場から地域のシンボルとなる山岳、湖沼、歴史的建造物などへの眺望の妨げにならないよう努めること。		・主要な視点場から地域のシンボルとなるような景観資源はない。 ・主要な視点場からお寺への眺望の妨げにならないよう配慮する。		
施設間の調和	イ 行為地内に複数の建築物、工作物、屋外駐車場などを設ける場合には、施設間の調和に配慮すること。		・行為地内の施設は同系色とし、施設間の調和を図る。		
視点場の確保	ウ 行為地内には、できる限り地域の優れた景観を眺望できる快適な空間を視点場として整備するよう努めること。		・地形をそのまま活かすため、眺望に変化はない。 ・行為地から周辺を眺める視点場を設ける。		
視点の設定	エ 設計に当たっては、遠景、中景、近景、近接景など、異なる視点からの検討を行うよう努めること。		遠景においては影響が少ないため、中景、近景、近接景に重点を置いて検討した。		
時間の変化	オ 設計に当たっては、四季の変化、終日の光の変化、夜景などを考慮するよう努めること。		・周囲と調和した色彩とするため、時間の経過による変化は少ない。 ・夜間の景観を阻害しないよう照明に配慮する。		
景観阻害要素の修景	カ 行為地内における景観を損ねている要素の修景に努めるとともに、周辺の景観を損なうこととなる必要以上のデザインを行わないこと。		・周辺と調和した色彩のフェンスを用い、修景に努める。		

(5) 開発行為（都市計画法第4条第12項に規定する開発行為）・水面の埋め立て又は干拓

項目	基準	適合状況	具体的な配慮又は工夫の内容	確認書類	町確認
土地の形状	ア 地形の改変をできる限り少なくし、従来の地形を生かしたものとすること。		・地形の改変をできる限り少なくする。		
	イ 景観形成上支障を生じる土地の不整形な分割又は細分化を行わないこと。		・土地の不整形な分割や細分化は行わない。		
土地の緑化	ア 行為地内はできる限り緑化し、周囲にさくなどを設ける場合は、生垣などとすること。		・道路面を緑化する。		
	イ 樹姿又は樹勢の優れた樹木がある場合は、保存又は移植によって修景に生かすこと。		・行為地の大きなケヤキを残す。		
	ウ 周辺の景観及び植生と調和するよう、できる限り地域に多く生育する植物の中から樹種を選定すること。		・生垣は周辺と調和した樹種とする。		
	エ 高木、中木、低木、地被植物などの構成及び配置を効果的に行うこと。		・周辺と調和した高さの庭木とする。		
法面の外観	ア 長大な法(のり)面又は擁壁を生じさせないよう配慮すること。		・長大な法面や擁壁はない。		
	イ 法(のり)面は、できる限りゆるやかな勾配とし、ラウンディングなどによって周辺の起伏と滑らかに連続させること。		・法面は、ゆるやかな勾配である。		
	ウ 周辺の植生との調和に配慮した法(のり)面の緑化を行うこと。		・法面の緑化を行う。		
	エ 拥壁は、圧迫感のある垂直擁壁を避け、できる限り低いものとすること。		・擁壁は低い。		
	オ 拥壁の表面は、周辺の景観と調和し、素材の特性を生かしたものとするとともにできる限り緑化に努め、描画などを行わないこと。		・周辺と調和した擁壁とする。		
その他	ア 調整池の建設、埋立て又は干拓に当たっては、護岸、堤防などを周辺の景観と調和するよう形態、素材、植栽などを工夫すること。		・植栽で周辺との調和を図る。		
	イ 行為地内に優れた景観を形成している樹林、河川などがある場合はそれらを保全し、修景に積極的に活用すること。		・行為地内に河川があるため、それを含めて修景を行う。		